

令和8年1月～

指定居宅介護支援事業所花笑み 利用契約書

利用者名 _____ 様

指定居宅介護支援事業所花笑み

〒990-2162

山形市あけぼの1丁目6番8号

電話 023-666-6633

契 約 内 容

_____様（以下「利用者」という。）と、株式会社花笑みが開設する指定居宅介護支援事業所花笑み（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は代行を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画(ケアプラン)」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求める事ができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けた理由を求める

- (1) 利用者の居宅を訪問して利用者及び家族に面接を行い、情報の収集、解決すべき課題を把握します。
- (2) 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の担当者と連絡を行い、専門的な見地から情報を求め調整を図ります。また、契約者のサービス提供に関する必要な記録を交付致します。

- (5) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、介護給付の対象となるか否かを判断した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を頂き居宅サービス計画を交付致します。
- (6) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及び家族と随時連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者宅を毎月訪問し、利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じた居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を図ります。
- (4) 1ヶ月に一度、モニタリングの記録を実施します。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

(給付管理)

第7条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 事業者は、利用者が要介護認定の更新の申請及び状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(ケース記録の作成)

第9条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成するものとし、これをその契約終了後 5 年間保管します。

- 2 利用者は、その事業所の営業時間内において、サービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第10条 事業者が提供する居宅介護支援の料金は、厚生労働大臣が定める基準で重要事項説明書に記載しているとおりです。ただし、法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合には、利用者の自己負担はありません。

- 2 介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月当たりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。利用者は、サービス提供証明書を市町村に提出しますと、後日、払い戻しを受けることができます。

(契約の終了)

第11条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 事業者は、利用者が事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（要支援、自立）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合。

(秘密保持)

第12条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者又は家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第13条 事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第14条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談、苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

(善管注意義務)

第16条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たり、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

(合意管轄)

第17条 本契約に起因する紛争に関し訴訟の必要が生じた場合は、山形地方裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを、利用者及び家族、代理人、事業者は予めの合意をします。

(本契約に定めない事項)

第18条 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めない事項については、介護保険法の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

(所在地) 山形市あけぼの1丁目6番8号

(名称) 株式会社花笑み

(代表者名) 代表取締役 多田 喜与志 (印)

契約者氏名 _____

利用者

(住所)

(氏名) (印)

署名代行者

(住所)

(氏名) (印) (続柄:)